

令和元年6月10日招集

第2回天草市議会（定例会）議案書

天 草 市

## 令和元年第2回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第3号	専決処分事項の報告について	令和元年 6月10日		
報告第4号	繰越明許費繰越計算書の報告について (平成30年度天草市一般会計)	"		
報告第5号	繰越計算書の報告について(平成30年度天草市下水道事業会計)	"		
報告第6号	一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況の報告について	"		
報告第7号	株式会社うしぶかの経営状況の報告について	"		
報告第8号	株式会社プラスファイブの経営状況の報告について	"		
報告第9号	有限会社愛夢里の経営状況の報告について	"		
議第57号	専決処分事項の承認について(天草市税条例等の一部を改正する条例)	"		
議第58号	専決処分事項の承認について(天草市都市計画税条例の一部を改正する条例)	"		
議第59号	専決処分事項の承認について(天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	"		
議第60号	天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第61号	天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第62号	消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	"		
議第63号	天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第64号	天草市税条例の一部を改正する条例の制定について	令和元年 6月10日		
議第65号	天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第66号	天草市倉岳特産物処理加工施設条例を廃止する条例の制定について	〃		
議第67号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	〃		
議第68号	あらたに生じた土地の確認について	〃		
議第69号	字の区域の変更について	〃		
議第70号	工事請負契約の締結について	〃		
議第71号	財産の取得について	〃		
議第72号	財産の取得について	〃		
議第73号	財産の取得について	〃		
議第74号	財産の取得について	〃		
議第75号	市道路線の認定について	〃		
議第76号	令和元年度天草市一般会計補正予算（第1号）	〃		
議第77号	令和元年度天草市一般会計補正予算（第2号）	〃		
議第78号	令和元年度天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第79号	令和元年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）	令和元年 6月10日		
議第80号	令和元年度天草市水道事業会計補正予算（第1号）	〃		
議第81号	令和元年度天草市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃		

## 報告第3号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月10日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成31年3月12日（火曜日）  
午前11時55分頃
- 2 事故発生場所 天草市五和町城河原一丁目（城河原郵便局付近交差点）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（女性、57歳、車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車が県道を走行していた際に、左から進入してきた相手方車両と接触し、双方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 33,169円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第4号

繰越明許費繰越計算書の報告について

平成30年度天草市一般会計補正予算（第3号、第4号、第5号、第6号、第7号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月10日提出

天草市長 中 村 五 木

平成30年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎管理費	74,952,000	45,630,000					45,630,000
		電算システム整備事業	17,587,000	17,587,000					17,587,000
		スポーツ施設整備事業	9,067,000	9,067,000					9,067,000
		有明支所営繕事業	46,802,000	40,802,000					40,802,000
		天草市庁舎建設事業	2,308,923,000	1,988,751,058	105,888,133		1,841,100,000		41,762,925
	5 選挙費	県議会議員選挙	4,741,000	4,471,200		4,471,200			
3 民生費	2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備費補助金	2,857,000	2,857,000		1,905,000			952,000
5 農林水産業費	1 農業費	団体営農業農村整備事業	18,242,000	18,242,000		7,705,000		5,268,500	5,268,500
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	29,779,000	29,779,000		16,378,000			13,401,000
	3 水産業費	海岸堤防等老朽化対策事業	39,000,000	10,408,000		5,469,686			4,938,314
		水産物供給基盤機能保全事業	30,000,000	24,791,000		17,443,388	7,300,000		47,612
		水産基盤整備事業	120,000,000	120,000,000		69,213,763	50,700,000		86,237
		単独漁港整備事業	140,000,000	140,000,000			140,000,000		

平成30年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	イルカセンター整備事業	589,461,000	475,509,900	58,000,000	194,334,000	164,400,000		58,775,900
		重要景観構成要素修景事業	6,500,000	6,500,000					6,500,000
7 土木費	1 土木管理費	民間建築物耐震改修促進事業	3,000,000	3,000,000		1,500,000			1,500,000
		2 道路橋梁費	市道改良（交付金）事業	170,000,000	129,753,000		77,506,000	50,400,000	
		市道改良（単独）事業	51,702,000	51,702,000			51,700,000		2,000
		橋梁維持補修事業	50,399,000	49,740,000			47,200,000		2,540,000
	3 河川費	土砂災害危険住宅移転促進事業	3,000,000	3,000,000		3,000,000			
	4 港湾費	港湾施設維持補修事業	10,400,000	10,400,000					10,400,000
		海岸堤防老朽化対策事業（交付金）	22,000,000	16,860,000		7,430,000			9,430,000
	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	100,490,000	100,490,000		3,327,320	79,800,000		17,362,680
都市計画道路太田町水の平線整備事業		214,000,000	214,000,000		68,639,500	138,000,000		7,360,500	
8 消防費	1 消防費	防災行政無線整備事業	261,862,000	252,192,000			243,800,000		8,392,000
9 教育費	2 小学校費	小学校施設大規模改造事業	580,381,000	580,381,000		116,083,000	453,600,000		10,698,000
	6 学校給食費	（新）本渡学校給食センター建設事業	173,924,000	173,924,000			173,900,000		24,000

平成30年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 災害復旧費	1 農林水産施設	現年発生補助災害復旧事業 (農業施設)	56,969,000	40,223,000		39,603,053	400,000	100,596	119,351
		災害復旧費 現年発生補助災害復旧事業 (林業施設)	28,672,000	20,261,000		17,576,000	2,400,000		285,000
	2 公共土木施設	現年発生単独災害復旧事業 (公共土木施設)	13,000,000	5,700,000			5,700,000		
		災害復旧費 現年発生補助災害復旧事業 (公共土木施設)	295,000,000	289,832,500		218,355,927	68,700,000		2,776,573
計			5,472,710,000	4,875,853,658	163,888,133	869,940,837	3,519,100,000	5,369,096	317,555,592

報告第5号

繰越計算書の報告について

平成30年度天草市下水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和元年6月10日提出

天草市長 中 村 五 木

平成30年度 天草市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	小松原雨水幹線整備事業	49,200,000	4,024,601	45,175,399	18,770,269	23,600,000	2,805,130	0	0	用地購入にあたり地権者との交渉に期間を要したため、予算を繰越して使用する。
		今釜新町ポンプ場電気施設更新事業	63,800,000	0	63,800,000	31,377,633	32,300,000	122,367	0	0	事業の実施にあたり、国の計画承認に期間を要したため、予算を繰越して使用する。
		佐伊津浄化センター高度処理槽築造機械設備整備事業	166,400,000	0	166,323,524	83,161,762	83,100,000	61,762	76,476	0	0
計			279,400,000	4,024,601	275,298,923	133,309,664	139,000,000	2,989,259	76,476	0	

報告第6号

一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和元年6月10日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第7号

株式会社うしぶかの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社うしぶかの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和元年6月10日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第8号

株式会社プラスファイブの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社プラスファイブの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和元年6月10日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第9号

有限会社愛夢里の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社愛夢里の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和元年6月10日提出

天草市長 中 村 五 木

議第 57 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 10 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第3号

専決処分書

天草市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

天草市長 中村五木

（専決処分の理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の公布に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 天草市条例第12号

### 天草市税条例等の一部を改正する条例

(天草市税条例の一部改正)

第1条 天草市税条例(平成18年天草市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32

項第3号口」を「附則第15条第33項第3号口」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第15項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）  
第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者であ

- る場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、

「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車」が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円

	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

(天草市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 天草市税条例等の一部を改正する条例（平成28年天草市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、天草市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 天草市税条例等の一部を改正する条例（平成30年天草市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、天草市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第1

0項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中天草市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の天草市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は天草市税条例の一部を改正する条例（平成31年天草市条例第12号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の天草市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法

(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議第 58 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 10 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第4号

専決処分書

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の公布に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 天草市条例第13号

### 天草市都市計画税条例の一部を改正する条例

天草市都市計画税条例（平成18年天草市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第15項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の天草市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第15項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「第48項若しくは第49項」とする。

議第 59 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 10 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第5号

専 決 処 分 書

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 天草市条例第14号

### 天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成18年天草市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 60 号

天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員定数条例の一部を改正する条例

天草市職員定数条例（平成 18 年天草市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（職員の定数）

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長事務部局の職員 721 人
- (2) 議会事務部局の職員 6 人
- (3) 選挙管理委員会事務部局の職員 5 人
- (4) 監査委員事務部局の職員 6 人
- (5) 農業委員会事務部局の職員 8 人
- (6) 教育委員会事務部局及び学校その他の教育機関の職員 167 人
- (7) 病院事業の職員 250 人
- (8) 上下水道事業の職員 36 人

計 1,199 人

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 3 項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 6 1 号

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月10日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年天草市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,600」を「10,800」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600」を「12,800」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100」を「11,300」に改め、同表開票管理者の項中「10,600」を「10,800」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700」を「10,900」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500」を「9,600」に改め、同表指定病院等における不在者投票外部立会人の項中「10,700」を「10,900」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,800」を「8,900」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

報酬の額を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第62号

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月10日提出

天草市長 中 村 五 木

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(天草市財産条例の一部改正)

第1条 天草市財産条例(平成18年天草市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表土地の項中「第5条」を「第8条」に改める。

(天草市民センター条例の一部改正)

第2条 天草市民センター条例(平成18年天草市条例第99号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「7,300」を「7,650」に、「9,900」を「10,380」に、「13,100」を「13,730」に、「17,200」を「18,020」に、「23,000」を「24,100」に、「30,300」を「31,750」に、「3,650」を「3,830」に、「9,100」を「9,540」に、「12,600」を「13,200」に、「16,000」を「16,770」に、「21,700」を「22,740」に、「28,600」を「29,970」に、「37,700」を「39,500」に、「4,550」を「4,770」に、「17,800」を「18,650」に、「22,500」を「23,580」に、「30,900」を「32,380」に、「40,300」を「42,220」に、「53,400」を「55,950」に、「6,550」を「6,870」に、「15,700」を「16,450」に、「21,500」を「22,530」に、「26,200」を「27,450」に、「37,200」を「38,980」に、「47,700」を「49,980」に、「63,400」を「66,420」に、「7,8

50」を「8,230」に、「16,800」を「17,600」に、「23,600」を「24,730」に、「29,900」を「31,330」に、「40,400」を「42,330」に、「53,500」を「56,050」に、「70,300」を「73,650」に、「8,400」を「8,800」に、「19,900」を「20,850」に、「28,800」を「30,180」に、「36,200」を「37,930」に、「48,700」を「51,020」に、「65,000」を「68,100」に、「84,900」を「88,950」に、「9,950」を「10,430」に、「300円」を「320円」に、「200円」を「210円」に改める。

別表第2中「1,000円」を「1,050円」に、「400円」を「420円」に、「200円」を「210円」に改める。

別表第3の1総合武道館使用料（団体利用）の表中「700円」を「740円」に、「350円」を「370円」に、「170円」を「180円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「500円」を「530円」に、「250円」を「270円」に、「300円」を「320円」に改める。

別表第3の2総合武道館使用料（個人利用）の表中「100円」を「110円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「50円」を「60円」に、「500円」を「530円」に、「250円」を「270円」に改める。

別表第4の1体育館使用料（団体利用）の表中「1,200円」を「1,260円」に、「600円」を「630円」に、「400円」を「420円」に、「3,600円」を「3,780円」に、「1,800円」を「1,890円」に、「300円」を「320円」に、「200円」を「210円」に、「12,000円」を「12,580円」に、「900円」を「950円」に、「450円」を「480円」に改める。

別表第4の2体育館使用料（個人利用）の表中「100円」を「110円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「50円」を「60円」に、「500円」を「530円」に、「900円」を「950円」に、「450円」を「480円」に、「300円」を「320円」に改める。

別表第5中「4,000円」を「4,200円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「250円」を「270円」に、「150円」を「160円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「350円」を「370円」に、「3,000円」を「3,150円」に改める。

(天草市牛深総合センター条例の一部改正)

第3条 天草市牛深総合センター条例(平成18年天草市条例第109号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「7,300」を「7,650」に、「9,900」を「10,380」に、「13,100」を「13,730」に、「17,200」を「18,020」に、「23,000」を「24,100」に、「30,300」を「31,750」に、「3,650」を「3,830」に、「9,100」を「9,540」に、「12,600」を「13,200」に、「16,000」を「16,770」に、「21,700」を「22,740」に、「28,600」を「29,970」に、「37,700」を「39,500」に、「4,550」を「4,770」に、「17,800」を「18,650」に、「22,500」を「23,580」に、「30,900」を「32,380」に、「40,300」を「42,220」に、「53,400」を「55,950」に、「6,550」を「6,870」に、「15,700」を「16,450」に、「21,500」を「22,530」に、「26,200」を「27,450」に、「37,200」を「38,980」に、「47,700」を「49,980」に、「63,400」を「66,420」に、「7,850」を「8,230」に、「16,800」を「17,600」に、「23,600」を「24,730」に、「29,900」を「31,330」に、「40,400」を「42,330」に、「53,500」を「56,050」に、「70,300」を「73,650」に、「8,400」を「8,800」に、「19,900」を「20,850」に、「28,800」を「30,180」に、「36,200」を「37,930」に、「48,700」を「51,020」に、「65,000」を「68,100」に、「84,900」を「88,950」に、「9,950」を「10,430」に、「300円」を「320円」に、「200円」を「210円」に改める。

別表第2中「1,000円」を「1,050円」に、「300円」を「320円」に、「400円」を「420円」に、「500円」を「530円」に改める。

別表第3中「4,000円」を「4,200円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「300円」を「320円」に、「150円」を「160円」に、「250円」を「270円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「350円」を「370円」に、「450円」を「480円」に改める。

(天草市天草交流センターブルーアイランド天草条例の一部改正)

第4条 天草市天草交流センターブルーアイランド天草条例（平成18年天草市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表の1交流センター使用料の表中「2,700円」を「2,750円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「1,730円」を「1,760円」に、「1,300円」を「1,320円」に改める。

別表の2体育館使用料の表中「540円」を「550円」に、「270円」を「280円」に改める。

（天草市倉岳町農業用水使用条例の一部改正）

第5条 天草市倉岳町農業用水使用条例（平成18年天草市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（天草市漁港管理条例の一部改正）

第6条 天草市漁港管理条例（平成18年天草市条例第208号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「5円08銭」を「5円17銭」に、「1,307円」を「1,331円」に、「1,976円」を「2,013円」に、「2,959円」を「3,014円」に、「227円」を「231円」に、「108円」を「110円」に、「2円38銭」を「2円42銭」に改める。

別表第2土砂採取料の項中「119円」を「121円」に、「162円」を「165円」に、「108円」を「110円」に、「140円」を「143円」に、「157円」を「160円」に、「54円」を「55円」に、「70円」を「72円」に、「103円」を「105円」に改める。

（天草市御所浦物産館条例の一部改正）

第7条 天草市御所浦物産館条例（平成18年天草市条例第210号）の一部を次のように改正する。

別表中「620円」を「630円」に改める。

（天草市栖本温泉センター条例の一部改正）

第8条 天草市栖本温泉センター条例（平成18年天草市条例第214号）の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「320円」に、「520円」を「530円」に、「1,030円」

を「1,050円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「3,300円」を「3,360円」に、「4,120円」を「4,200円」に改める。

(天草市総合交流施設愛夢里条例の一部改正)

第9条 天草市総合交流施設愛夢里条例(平成18年天草市条例第215号)の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「320円」に、「520円」を「530円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「6,180円」を「6,290円」に、「5,150円」を「5,240円」に、「4,120円」を「4,200円」に、「3,600円」を「3,670円」に改める。

(天草市新和緑の村条例の一部改正)

第10条 天草市新和緑の村条例(平成18年天草市条例第216号)の一部を次のように改正する。

別表中「6,480円」を「6,600円」に、「540円」を「550円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「32,400円」を「33,000円」に改める。

(天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例の一部改正)

第11条 天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例(平成18年天草市条例第218号)の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「320円」に、「520円」を「530円」に、「20,580円」を「20,960円」に、「930円」を「950円」に、「30,860円」を「31,430円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「830円」を「840円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「1,550円」を「1,580円」に改める。

(天草市下田温泉センター条例の一部改正)

第12条 天草市下田温泉センター条例(平成18年天草市条例第220号)の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「320円」に、「520円」を「530円」に、「1,030円」を「1,050円」に改める。

(天草市牛深温泉センター条例の一部改正)

第13条 天草市牛深温泉センター条例(平成18年天草市条例第221号)の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「320円」に、「520円」を「530円」に、「1,030円」を「1,050円」に改める。

(天草市うしぶか海彩館条例の一部改正)

第14条 天草市うしぶか海彩館条例(平成18年天草市条例第222号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「760円」を「770円」に、「540円」を「550円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

(天草市宿泊施設やすらぎ荘条例の一部改正)

第15条 天草市宿泊施設やすらぎ荘条例(平成18年天草市条例第223号)の一部を次のように改正する。

別表中「10,800円」を「11,000円」に、「10,260円」を「10,450円」に、「9,720円」を「9,900円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「11,340円」を「11,550円」に、「16,200円」を「16,500円」に改める。

(天草市リップルランド公園条例の一部改正)

第16条 天草市リップルランド公園条例(平成18年天草市条例第224号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「310円」を「320円」に、「520円」を「530円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「260円」を「270円」に、「830円」を「840円」に、「51,430円」を「52,390円」に改める。

(天草市河浦海上コテージ条例の一部改正)

第17条 天草市河浦海上コテージ条例(平成18年天草市条例第227号)の一部を次のように改正する。

別表中「8,230円」を「8,390円」に、「7,720円」を「7,860円」に、「7,200円」を「7,340円」に、「6,690円」を「6,810円」に、「6,180円」を「6,290円」に、「5,660円」を「5,770円」に、「4,630

円」を「4,720円」に、「4,120円」を「4,200円」に、「5,150円」を「5,240円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「1,550円」を「1,580円」に改める。

(天草市道路占用料徴収条例の一部改正)

第18条 天草市道路占用料徴収条例(平成18年天草市条例第231号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(天草市港湾管理条例の一部改正)

第19条 天草市港湾管理条例(平成18年天草市条例第241号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2円48銭」を「2円53銭」に、「1,306円80銭」を「1,331円」に、「1,976円40銭」を「2,013円」に、「2,959円20銭」を「3,014円」に、「5円40銭」を「5円50銭」に、「1円35銭」を「1円38銭」に、「154,200円」を「157,100円」に、「11,400円」を「11,600円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「4,946円40銭」を「5,038円」に、「3円89銭」を「3円96銭」に、「2円38銭」を「2円42銭」に、「668円」を「680円」に、「905円」を「921円」に、「61円20銭」を「62円34銭」に、「87円31銭」を「88円92銭」に、「9円」を「9円16銭」に、「17円11銭」を「17円42銭」に改める。

別表第2中「91円80銭」を「85円」に、「64円80銭」を「60円」に、「59円40銭」を「55円」に、「86円40銭」を「80円」に、「151円20銭」を「140円」に、「793円80銭」を「735円」に、「1,911円60銭」を「1,770円」に、「1,150円20銭」を「1,065円」に、「145円80銭」を「135円」に、「1,420円20銭」を「1,315円」に、「102円60銭」を「95円」に、「178円20銭」を「165円」に、「97円20銭」を「90円」に、「432円」を「400円」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 占用の期間が1月未満の場合における占用料の額は、この表に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。

別表第3中「118円80銭」を「121円」に、「162円」を「165円」に、「108円」を「110円」に、「140円40銭」を「143円」に、「156円60銭」を

「159円50銭」に、「54円」を「55円」に、「70円20銭」を「71円50銭」に、「102円60銭」を「104円50銭」に改める。

(天草市下水道条例の一部改正)

第20条 天草市下水道条例(平成18年天草市条例第246号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(天草市浄化槽市町村整備推進事業により設置した浄化槽の管理に関する条例の一部改正)

第21条 天草市浄化槽市町村整備推進事業により設置した浄化槽の管理に関する条例(平成18年天草市条例第250号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附則第5項中「平成39年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

(天草市水道事業給水条例の一部改正)

第22条 天草市水道事業給水条例(平成18年天草市条例第258号)の一部を次のように改正する。

第23条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(天草市天草宝島国際交流会館ポルト条例の一部改正)

第23条 天草市天草宝島国際交流会館ポルト条例(平成19年天草市条例第74号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「520円」を「530円」に、「830円」を「840円」に、「620円」を「630円」に改める。

別表第2中「520円」を「530円」に改める。

別表第3中「1,550円」を「1,580円」に改める。

(天草市下田温泉ふれあい館ぷらっと条例の一部改正)

第24条 天草市下田温泉ふれあい館ぷらっと条例(平成19年天草市条例第75号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「540円」を「550円」に改める。

(天草市立病院の使用料等に関する条例の一部改正)

第25条 天草市立病院の使用料等に関する条例(平成21年天草市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表中「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,

300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「14,040円」を「14,300円」に改める。

(天草市集落排水処理施設条例の一部改正)

第26条 天草市集落排水処理施設条例(平成27年天草市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条中天草市財産条例別表土地の項の改正規定及び第21条中天草市浄化槽市町村整備推進事業により設置した浄化槽の管理に関する条例附則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 この条例(第5条、第20条から第22条まで、第25条(天草市立病院の使用料等に関する条例別表の改正規定に限る。))及び第26条の規定を除く。)による改正後の使用料及び占用料に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料で施行日以前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料で施行日以前に納付するものについては、なお従前の例による。

(天草市倉岳町農業用水使用条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第5条の規定による改正後の天草市倉岳町農業用水使用条例第12条第1項の規定は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間以後の使用に係る使用料について適用し、平成31年2月1日から令和2年1月31日までの期間以前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(天草市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第20条の規定による改正後の天草市下水道条例第17条第1項の規定は、令和元年12月請求分以後の使用料について適用し、同年11月請求分以前の使用料については、なお従

前の例による。

（天草市浄化槽市町村整備推進事業により設置した浄化槽の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第21条の規定による改正後の天草市浄化槽市町村整備推進事業により設置した浄化槽の管理に関する条例第10条第1項の規定は、令和元年12月請求分以後の使用料について適用し、同年11月請求分以前の使用料については、なお従前の例による。

（天草市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第22条の規定による改正後の天草市水道事業給水条例第23条の規定は、令和元年12月請求分以後の料金について適用し、同年11月請求分以前の料金については、なお従前の例による。

（天草市立病院の使用料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第25条の規定による改正後の天草市立病院の使用料等に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる手数料を徴収する事務に係る手数料について適用し、同日前に行われた手数料を徴収する事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（天草市集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第26条の規定による改正後の天草市集落排水処理施設条例第16条第1項の規定は、令和元年12月請求分以後の使用料について適用し、同年11月請求分以前の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率の引上げ等に伴い、関係する条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 63 号

### 天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

天草市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

天草市長 中 村 五 木

### 天草市介護保険条例の一部を改正する条例

天草市介護保険条例（平成 18 年天草市条例第 147 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度」を「令和元年度及び令和 2 年度」に、「3 万 1, 320 円」を「2 万 6, 100 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、4 万 3, 500 円とする。
- 4 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、5 万 4 60 円とする。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の天草市介護保険条例第 3 条及び次項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

### （提案理由）

介護保険の保険料率を改定するには、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 129 条第 2 項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 4 号

天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 1 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市税条例の一部を改正する条例

(天草市税条例の一部改正)

第 1 条 天草市税条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 1 9 0 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 3 1 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 3 6 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 3 6 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 2 0 3 条の 5 第 1 項」を「第 2 0 3 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨  
第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、  
同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、  
「第8項」を「第9項」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 熊本県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に  
関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含  
む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用  
する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をする  
ときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認  
定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 熊本県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割  
につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読  
み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長され  
た納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認  
定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報  
を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認  
定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したこ  
とによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3  
輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた  
法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみ  
なして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項  
の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。  
附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に  
掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対して  
は、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの

間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条

の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 天草市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

第3条 天草市税条例の一部を次のように改正する。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第10条の4第2項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）、附則第12条の2（見出しを含む。）及び附則第13条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 22 条中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 4 条の規定 令和元年 10 月 1 日
- (2) 第 1 条中天草市税条例第 36 条の 2 中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 及び第 36 条の 4 第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 2 年 1 月 1 日
- (3) 第 2 条中天草市税条例第 24 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (4) 第 2 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 5 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日

(経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の天草市税条例（次項及び第 3 項において「2 年新条例」という。）第 36 条の 2 第 6 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき天草市税条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する 2 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 2 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。以下この項において「新所得税法」という。）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（新所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する 2 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 3 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の天草市税条例第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、

令和２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第４条 別段の定めがあるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定による改正後の天草市税条例（以下「元年１０月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

２ 元年１０月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第５条 附則第１条第４号に掲げる規定による改正後の天草市税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 65 号

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例

天草市税特別措置条例（平成 19 年天草市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 5 条までの規定中「平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の天草市税特別措置条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 12 年自治省令第 20 号）等の一部改正により、固定資産税の課税免除又は不均一課税の措置の適用期間が延長されたことに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 66 号

天草市倉岳特産物処理加工施設条例を廃止する条例の制定について

天草市倉岳特産物処理加工施設条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市倉岳特産物処理加工施設条例を廃止する条例

天草市倉岳特産物処理加工施設条例（平成 18 年天草市条例第 173 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

倉岳特産物処理加工施設の廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 67 号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和元年 8 月 31 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和元年 6 月 10 日提出

天草市長 中 村 五 木

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 10 号に関する事務の項中「、合志市」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第 2 の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 68 号

あらたに生じた土地の確認について

天草市の区域内に公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市御所浦町牧島字ニガキ 3 番、4 番、4 番 4 及び 4 番 5 地先公有水面埋立地

2, 640. 19 平方メートル

（提案理由）

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 69 号

字の区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により天草市の字の区域を次のとおり変更するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

天草市長 中 村 五 木

あらたに生じた土地	編入する字
天草市御所浦町牧島字ニガキ 3 番、4 番、4 番 4 及び 4 番 5 地 先公有水面埋立地 2, 640. 19 平方メートル	天草市御所浦 町牧島字ニガ キ

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第70号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和元年6月10日提出

天草市長 中 村 五 木

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 一町田地区コミュニティセンター改築工事                               |
| 2 工事場所   | 天草市河浦町河浦 地内                                       |
| 3 契約の方法  | 条件付一般競争入札   |
| 4 契約の金額  | 243,650,000円                                      |
| 5 契約の相手方 | 住 所 天草市南町4番37号<br>名 称 木原建設株式会社<br>代表者 代表取締役 木原 一二 |

#### (提案理由)

予定価格が1億5千万円以上の工事の請負契約を締結するには、天草市議会の議決に付すべき契約に関する条例（平成18年天草市条例第59号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 7 1 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和元年 6 月 1 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的  | 校務用パソコン整備に伴うもの                                  |
| 2 | 品名等    | 別紙のとおり  |
| 3 | 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 4 | 取得金額   | 17,272,440円                                     |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市亀場町亀川826番地24<br>名称 風間文具店<br>代表者 代表者 風間 英美 |

(提案理由)

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

品名	単位	本渡北小	楠浦小	本町小	佐伊津小	五和小	本渡中	五和中	学校事務センター	合計
ノート型パソコン	台	48	17	16	18	27	55	18	11	210
Windows Server ユーザーCAL	ライセンス	48	17	16	18	27	55	18	11	210
インストール 及び設定	台	48	17	16	18	27	55	18	11	210
搬入 プリンタ設定	台	48	17	16	18	27	55	18	11	210
再セットアップ用 媒体	式	1								

議第 72 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

天草市長 中 村 五 木

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的  | 校務用パソコン整備に伴うもの                                    |
| 2 | 品名等    | 別紙のとおり  |
| 3 | 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 4 | 取得金額   | 16,987,752円                                       |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市河浦町崎津802番地2<br>名称 田中電化サービス<br>代表者 代表者 田中 信利 |

(提案理由)

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

品名	単位	本渡南小	牛深小	牛深東小	新和小	天草小	河浦小	牛深中	牛深東中	新和中	天草中	河浦中	合計
ノート型パソコン	台	41	28	16	18	15	18	27	16	18	16	17	230
Windows Server ユーザーCAL	ライセンス	21	28	16	18	15	18	27	16	18	16	17	210
インストール 及び設定	台	41	28	16	18	15	18	27	16	18	16	17	230
搬入 プリンタ設定	台	41	28	16	18	15	18	27	16	18	16	17	230
再セットアップ用 媒体	式	1											

議第 73 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

天草市長 中 村 五 木

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的  | 校務用パソコン整備に伴うもの                                    |
| 2 | 品名等    | 別紙のとおり  |
| 3 | 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 4 | 取得金額   | 19,284,480円                                       |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市大浜町2番45号<br>名称 株式会社 北星堂 天草店<br>代表者 店長 高井 結子 |

(提案理由)

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

品名	単位	亀川小	本渡東小	有明小	御所浦小	倉岳小	栖本小	本渡東中	稜南中	有明中	御所浦中	倉岳中	栖本中	合計
ノート型パソコン	台	30	23	20	15	15	14	18	28	17	16	15	15	226
Windows Server ユーザーCAL	ライセンス	30	23	20	15	15	14	18	28	17	16	15	15	226
インストール 及び設定	台	30	23	20	15	15	14	18	28	17	16	15	15	226
搬入 プリンタ設定	台	30	23	20	15	15	14	18	28	17	16	15	15	226
再セットアップ用 媒体	式	1												

議第 74 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

天草市長 中 村 五 木

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的  | 小型動力ポンプ積載車整備に伴うもの   |
| 2 | 品名等    | 別紙のとおり  |
| 3 | 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 4 | 取得金額   | 41,903,000円   |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 熊本市中央区上水前寺一丁目10番5号<br>名称 熊本いちほら工業株式会社<br>代表者 代表取締役 澤田 悦幸 |

(提案理由)

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

種別	対象分団		車種	台数
	方面隊	分団・部		
小型動力 ポンプ 積載車	牛深	1-1	普通車	1
		3-1	普通車	1
		7-5	普通車	1
		5-3	普通車	1
	五和	1-1	軽トラック	1
		1-4	普通車	1
		4-5	普通車	1
	本渡	5-4	普通車	1
		9-3	普通車	1
	有明	5-2	普通車	1
		7-4	普通車	1

議第 7 5 号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定するものとする。

令和元年 6 月 1 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

路線 番号	路線名	起点	終点	総延長 m	道路敷 幅員m	参考資料 図面番号
3334	新田古屋敷 線	天草町下田南字新 田 3938 番 5 地先	天草町下田南字古 屋敷 2887 番 2 地先	908.2	5.9~ 33.0	①
3335	浜十郎線	天草町下田南字浜 3245 番 1 地先	天草町下田南字十郎 489 番 1 地先	1,428.4	7.5~ 42.1	②
3336	小浦十郎線	天草町下田南字小 浦 245 番 1 地先	天草町下田南字十郎 491 番 1 地先	831.9	12.0~ 103.2	③
3337	瀬戸 9 号線	志柿町字カシ上 6327 番 21 地先	志柿町字カシ上 6325 番 28 地先	91.8	6.0~ 10.0	④

(提案理由)

市道の路線を認定するには、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和元年度天草市一般会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度天草市一般会計予算」の名称を「令和元年度天草市一般会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度天草市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,308千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,880,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月10日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,456,262	41,154	6,497,416
	1 国庫負担金	4,907,213	41,154	4,948,367
16 県支出金		4,040,668	20,577	4,061,245
	1 県負担金	2,291,459	20,577	2,312,036
19 繰入金		3,560,091	20,577	3,580,668
	2 基金繰入金	3,560,091	20,577	3,580,668
補正されなかった款項に係る額		40,741,415		40,741,415
歳入合計		54,798,436	82,308	54,880,744

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		17,046,464	82,308	17,128,772
	2 高齢者福祉費	4,501,548	82,308	4,583,856
補正されなかった款項に係る額		37,751,972		37,751,972
歳出合計		54,798,436	82,308	54,880,744

議第77号

令和元年度天草市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度天草市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 518,655千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55,399,399千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年6月10日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		524,786	719	525,505
	1 分担金	64,252	719	64,971
15 国庫支出金		6,497,416	239,017	6,736,433
	2 国庫補助金	1,533,104	239,017	1,772,121
16 県支出金		4,061,245	16,034	4,077,279
	2 県補助金	1,438,338	16,034	1,454,372
19 繰入金		3,580,668	27,785	3,608,453
	2 基金繰入金	3,580,668	27,785	3,608,453
21 諸収入		469,237	2,500	471,737
	5 雑入	272,670	2,500	275,170
22 市債		6,322,000	232,600	6,554,600
	1 市債	6,322,000	232,600	6,554,600
補正されなかった款項に係る額		33,425,392		33,425,392
歳入合計		54,880,744	518,655	55,399,399

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,917,282	5,276	10,922,558
	1 総務管理費	10,127,718	5,276	10,132,994
3 民生費		17,128,772	181,421	17,310,193
	3 児童福祉費	6,337,040	181,421	6,518,461
5 農林水産業費		2,444,565	18,543	2,463,108
	1 農業費	1,413,698	10,130	1,423,828
	2 林業費	271,327	8,413	279,740
6 商工費		1,851,835	15,751	1,867,586
	1 商工費	1,851,835	15,751	1,867,586
7 土木費		3,625,605	160,078	3,785,683
	2 道路橋梁費	1,469,319	160,078	1,629,397
9 教育費		3,149,312	137,586	3,286,898
	1 教育総務費	1,264,283	1,246	1,265,529
	3 中学校費	242,894	136,340	379,234
補正されなかった款項に係る額		15,763,373		15,763,373
歳出合計		54,880,744	518,655	55,399,399

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
瀬戸歩道橋操作並びに保守点検業務委託	令和2年度	2,893

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所施設整備事業	56,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	486,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	567,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
中学校施設整備事業	13,000	〃	〃	〃	107,900	〃	〃	〃

議第78号

令和元年度天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度天草市介護保険特別会計予算」の名称を「令和元年度天草市介護保険特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和元年6月10日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		1,933,884	△ 82,308	1,851,576
	1 介護保険料	1,933,884	△ 82,308	1,851,576
7 繰入金		1,960,780	82,308	2,043,088
	1 一般会計繰入金	1,730,780	82,308	1,813,088
補正されなかった款項に係る額		7,904,901		7,904,901
歳入合計		11,799,565	0	11,799,565

議第79号

令和元年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算」の名称を「令和元年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222,602千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月10日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 市債		16,500	9,700	26,200
	1 市債	16,500	9,700	26,200
補正されなかった款項に係る額		196,402		196,402
歳入合計		212,902	9,700	222,602

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		174,038	9,700	183,738
	1 総務管理費	174,038	9,700	183,738
補正されなかった款項に係る額		38,864		38,864
歳 出 合 計		212,902	9,700	222,602

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国民健康保険診療施設整備事業	16,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	26,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

## 令和元年度天草市水道事業会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度天草市水道事業会計予算」の名称を「令和元年度天草市水道事業会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

（総 則）

第1条 令和元年度天草市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	支 出	（補正予定額）	（計）
第1款 事業費	2,598,479 千円		8,401 千円	2,606,880 千円
第1項 営業費用	2,362,541 千円		8,401 千円	2,370,942 千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水道事業運転管理等業務委託	令和2年度	4,769 千円
天草市簡易水道施設管理業務委託その1	令和2年度	1,427 千円
天草市簡易水道施設管理業務委託その2	令和2年度	2,282 千円

令和元年6月10日提出

天草市長 中 村 五 木

議第 8 1 号

令和元年度天草市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 3 1 年政令第 1 4 3 号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成 3 1 年度天草市下水道事業会計予算」の名称を「令和元年度天草市下水道事業会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成 3 1 年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成 3 2 年度」以降も同様とする。

（総 則）

第 1 条 令和元年度天草市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和元年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	支 出	（補正予定額）	（計）
第 1 款 事 業 費	1, 829, 349 千円		11, 634 千円	1, 840, 983 千円
第 1 項 営 業 費 用	1, 692, 286 千円		11, 634 千円	1, 703, 920 千円

（債務負担行為）

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本渡浄化センター及びポンプ場運転管理業務委託	令和 2 年度	11, 495 千円
一町田雨水ポンプ場運転管理業務委託	令和 2 年度	242 千円

令和元年 6 月 1 0 日提出

天草市長 中 村 五 木